

愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質 総量削減計画における目標の達成状況

1 計画の概要

- 自動車 NO_x・PM 法に定める「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 14 年 4 月 2 日閣議決定）」に基づき、同法により指定された「窒素酸化物対策地域」及び「粒子状物質対策地域」において、自動車から排出される窒素酸化物・粒子状物質の総量を削減するために実施すべき各種施策について定めたもの。現在の計画は、平成 15 年 7 月に策定。
- 策定者は知事であり、計画に定める事項は、同法に基づき設置する協議会において調査・審議を行うこととなっている。

2 計画の目的と目標・達成期間

(1) 目的

対策地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成

(2) 目標・達成期間

目的達成のため下表のとおり、対策地域内の自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量を削減

表 目標量

総量の区分		窒素酸化物 排出量(t/年)	粒子状物質 排出量(t/年)
平成 9 年度 (現状)	① 対策地域において、事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量 [1号総量] ^{※1}	94,731	45,672
	② ①のうちの自動車排出総量 [2号総量] ^{※1}	35,046	4,844
平成 17 年度 (中間目標年度)	③ ⑤の達成に向け平成 17 年度までに達成すべき総量	69,392	33,917
	④ ③のうち自動車排出総量	20,978	2,046
平成 22 年度 (目標年度)	⑤ 対策地域において、大気環境基準を達成するための事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量 [3号総量] ^{※1}	60,441	31,119
	⑥ ⑤のうちの自動車排出総量 [4号総量] ^{※1}	12,459	725

※1 1～4号総量は、窒素酸化物にあつては自動車 NO_x・PM 法第 7 条第 2 項第 1～4 号、粒子状物質にあつては同法第 9 条第 2 項第 1～4 号にそれぞれ規定される量を表す。

※2 粒子状物質の 1 号総量、3 号総量は、二次生成粒子を含む。

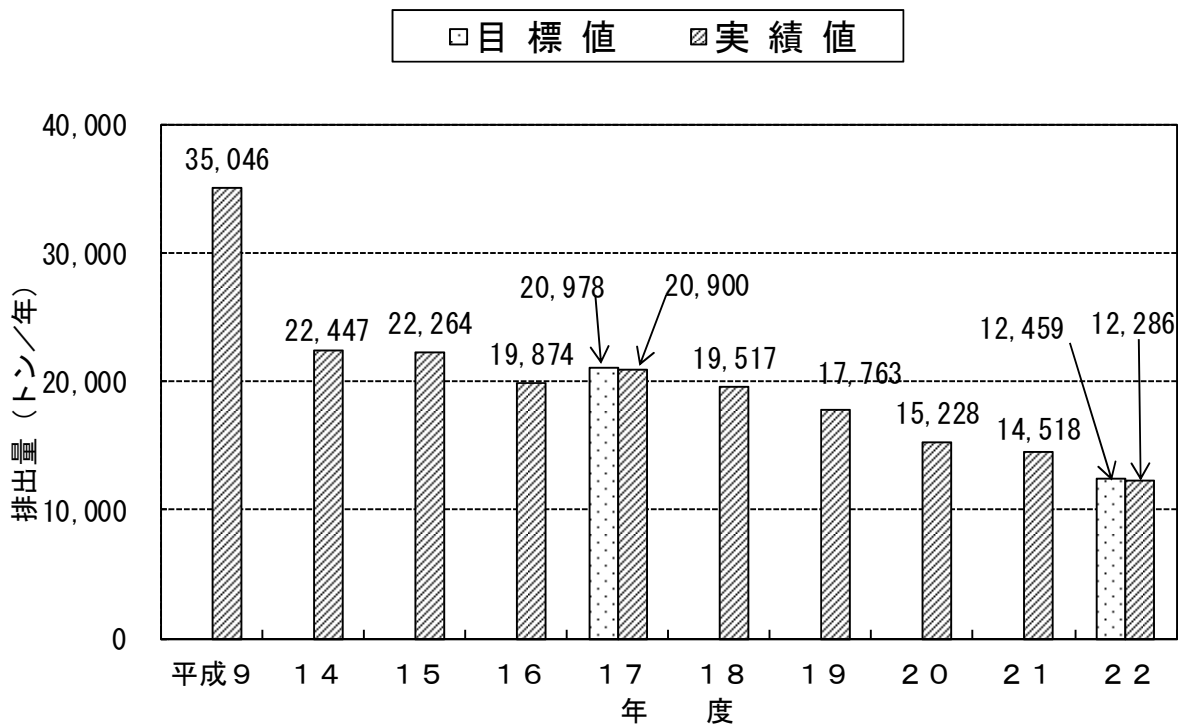
※3 粒子状物質の 2 号総量、4 号総量は、自動車からの排出ガス分（一次粒子）

3 目標達成の方途

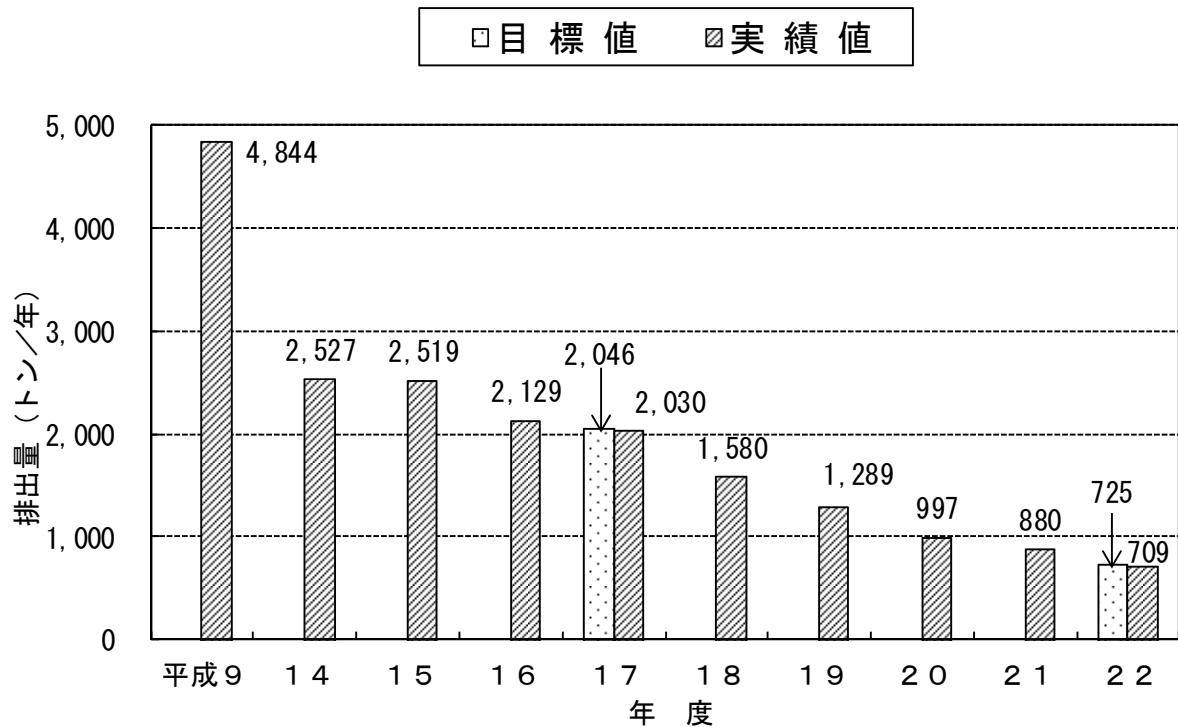
- 自動車単体対策の強化、車種規制の実施、低公害車の普及促進、交通需要の調整・低減、交通流対策の推進、条例に基づく施策の推進、普及啓発活動の推進等

4 目標の達成状況

(1) 自動車排出窒素酸化物量



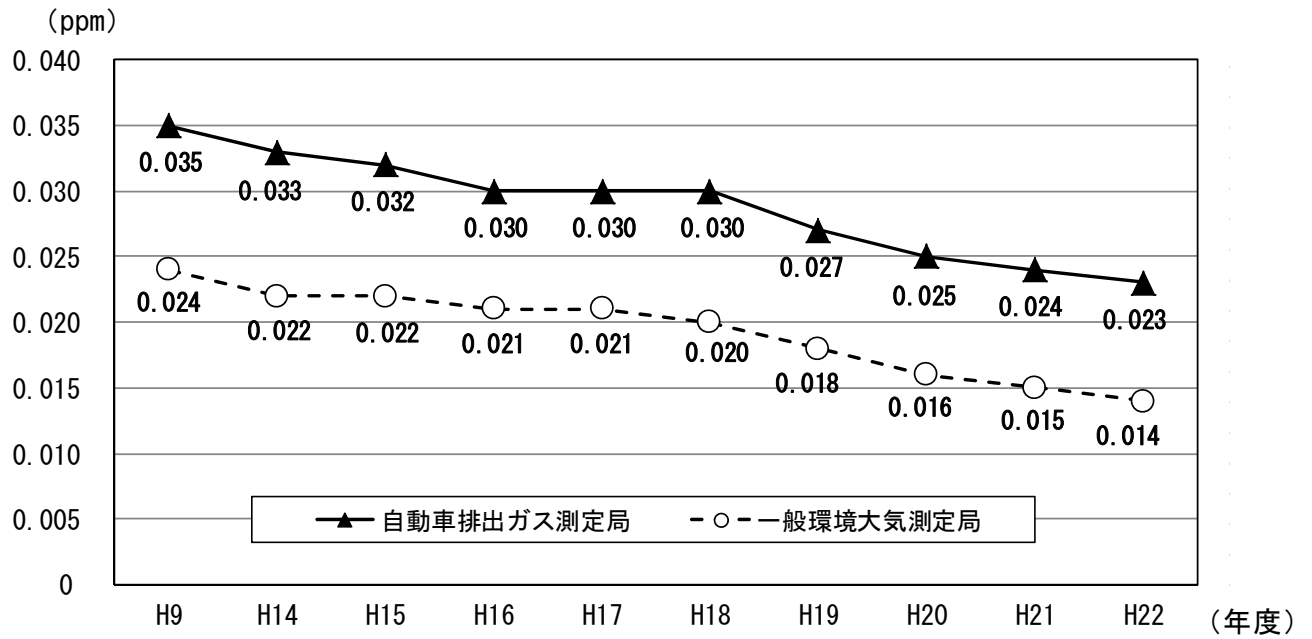
(2) 自動車排出粒子状物質質量



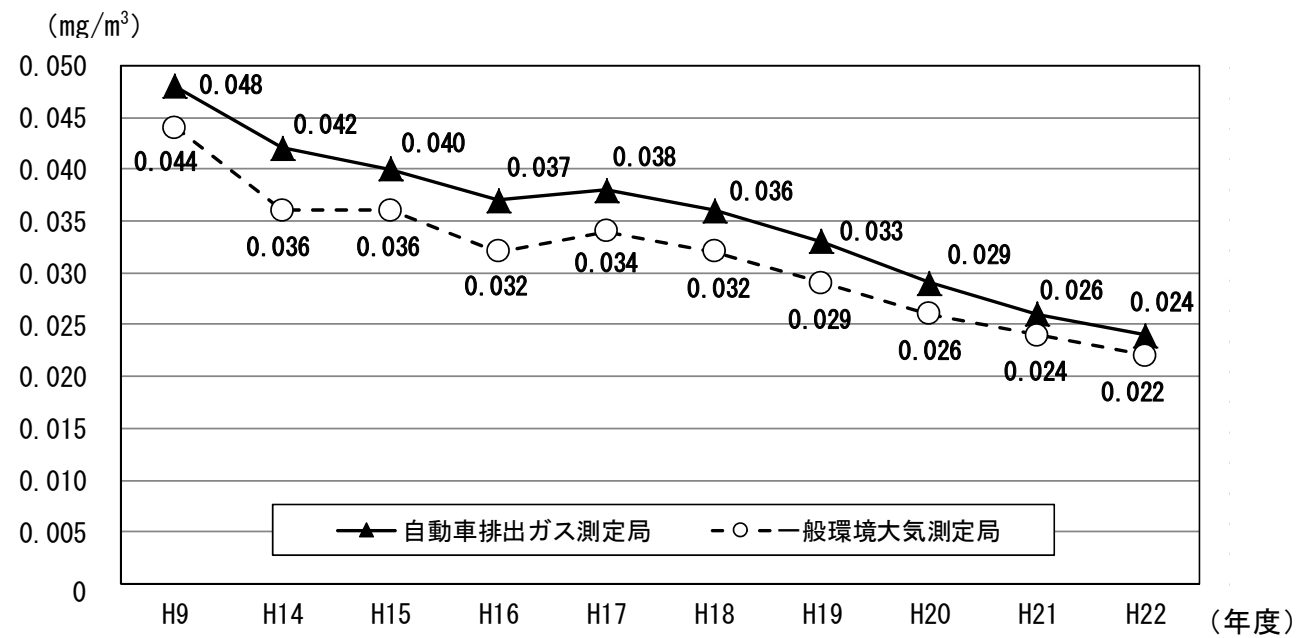
【 参 考 】

1 環境濃度の推移

(1) 二酸化窒素 (年平均値)

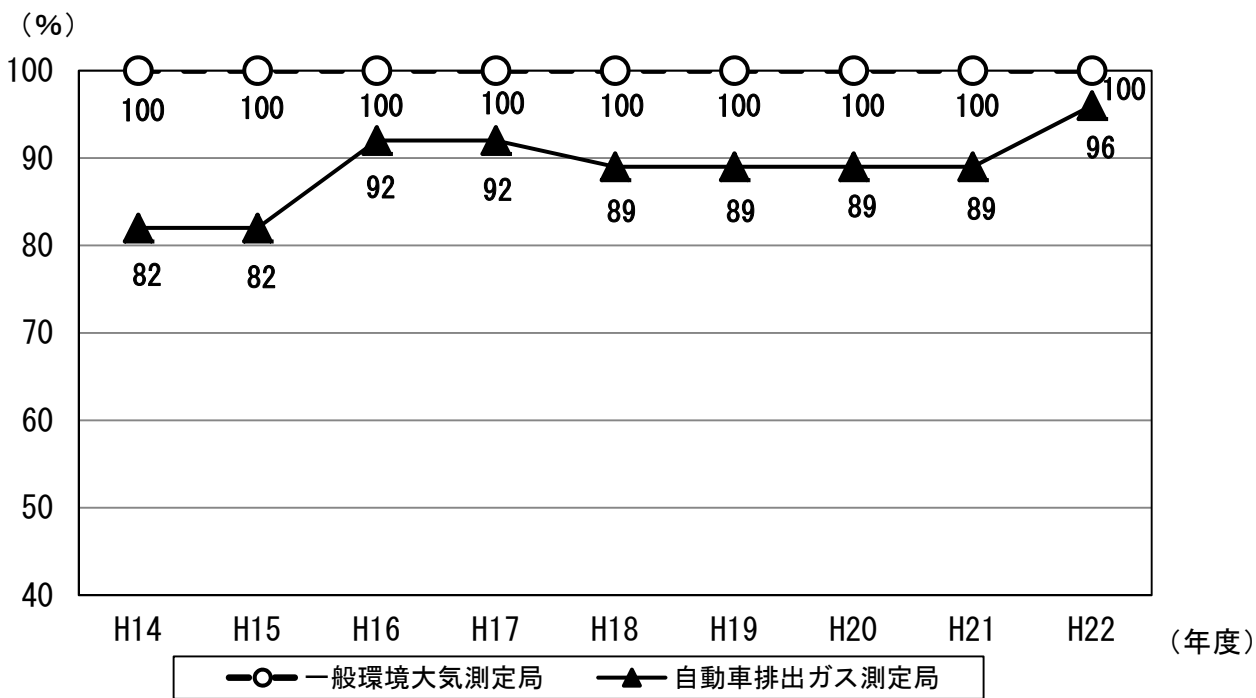


(2) 浮遊粒子状物質 (年平均値)



2 環境基準達成状況の推移

(1) 二酸化窒素



(2) 浮遊粒子状物質

